

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年2月7日（平成31年（行情）諮問第85号）

答申日：令和元年10月11日（令和元年度（行情）答申第240号）

事件名：特定文書の特定の記載内容に関して組織的に意思決定していく過程で使用又は参照した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月21日付け厚生労働省発基0821第4号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

意思決定していく過程で使用又は参照した文書が存在しなければ、費用対効果などまったく分からない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年7月11日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が全部不開示（不存在）の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年11月1日付け（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であると考えます。

3 理由

本件開示請求は、別紙に掲げる文書について行われたものである。

平成30年度厚生労働省機構・定員査定（概要）の記者発表資料は、その標題のとおり定員査定について記載しているものである。

すなわち、記者発表資料記載の「72人」という人数は、査定官庁によ

り査定された結果，決定されたものであり，処分庁に機構・定員の査定権限はなく，組織的に査定の意思決定をした事実はないため，本件対象文書を保有していないことは明らかである。

また，本件審査請求を受けて，改めて処分庁において当該文書の有無を確認したが，作成・取得していないことが認められた。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書の中で，「意思決定していく過程で使用又は参照した文書が存在しなければ，費用対効果などまったくわからない。」として原処分取消しを求めているが，処分庁が本件対象文書を保有していないことについては，上記3のとおりであるため，審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり，原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成31年2月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和元年9月11日 審議
- ④ 同年10月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し，処分庁は，本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い，諮問庁も原処分を妥当としているので，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には，別紙に掲げるとおり記載されているが，当審査会において厚生労働省ウェブサイトに掲載されている「平成30年度厚生労働省機構・定員査定（概要）」を確認したところ，審査請求人が記載する「長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化のための労働基準監督署の監督体制の強化 72人」という記載は認められず，当該記載は「平成29年度厚生労働省機構・定員査定（概要）」に存在することが認められた。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところによると，処分庁は，査定内容に関して組織的に意思決定を行っておらず，そもそも審査請求人の主張する文書を保有する立場にないことから，審査請求人がどの年度の「厚生労働省機構・定員査定（概要）」の記載について文書の開示を求めているのか確認をしなかったとのことである。

しかしながら、審査請求人が開示を求める文書を特定しないまま不開示決定を行ったことは妥当ではない。

(3) その上で、理由説明書の記載（上記第3の3）及び当審査会事務局職員をして詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求書にある「72人」という人数は、厚生労働省が査定官庁に対して機構・定員の要求を行った結果、査定官庁が決定したものである。

イ 厚生労働省は査定官庁ではないことから、査定内容に関して組織的に意思決定を行っておらず、そもそも本件対象文書を保有する立場になく、これを保有していない。

(4) 別紙のとおり記載されている本件開示請求書の文言に照らし、本件開示請求の趣旨について、上記（3）の諮問庁の説明のように、いわゆる査定官庁における査定数の決定に焦点を合わせて狭義に解する余地もないわけではない。

(5) しかしながら、本件開示請求において引用されている当該年度の「厚生労働省機構・定員査定（概要）」は、厚生労働省が作成し同省ウェブサイトに掲載した資料であり、また、一般に行政機関は自らの所掌する政策や自らの体制（機構・定員）及び予算について説明する責務を有していると考えられる。

加えて、開示請求者が、機構・定員の要求を行った厚生労働省に対してあえて本件開示請求を行ったことを勘案すると、本件開示請求については、同省内における増員要求の検討や、同省から査定官庁に対する増員要求の提出及び増員要求を行った結果として政府部内で「72人」という増員措置数の決定に至るまでの同省内及び同省と関係機関との間の一連のプロセスについて開示を求める趣旨であると解する余地がある。

そして、厚生労働省文書管理規則（平成23年4月1日厚生労働省訓第20号）別表第1では、「機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書」は10年保存とされていることを勘案すると、処分庁がこれらに関する何らかの文書を保有していることは十分考えられる。

(6) そうすると、本件開示請求書の記載のみで開示請求者の求める文書が一義的に明らかになるとは認められず、本件開示請求について、処分庁としては、開示請求者の求めるところを正確に把握した上で本件対象文書の特定に当たるべきであり、開示請求者にその意図を確認する必要があるということができる。

そして、開示請求の趣旨又は補正手続の状況によって、本件対象文書に該当する文書の判断や本件開示請求の内容自体が左右される余地が生

じることとなるところ、諮問書に添付された資料によれば、本件開示請求に対する補正手続はなされていないと認められることから、処分庁が開示請求者の意図を十分に確認することなく、本件対象文書に該当する文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったことは、妥当ではないといわざるを得ない。

(7) したがって、処分庁においては、審査請求人に対して、本件開示請求の趣旨に沿う文書を特定するために必要な情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求めた上で、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであると認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等についての補正を求めた上で、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象文書（本件請求文書）

平成30年度 厚生労働省機構・定員査定（概要）の記者発表資料に
・長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化のための労働基準監督署の監督体制の強化 72人

とあるが、この72人という人数を組織的に意思決定していく過程で使用又は参照した文書。確定した方針等に係る行政文書と区別されている文書についても開示請求対象とする。確定した方針等に係る行政文書と区別されている文書には、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書であって、検討や内容確認等の過程で随時内容が更新される行政文書が含まれる。